

令和7年度 長崎ため池保全管理研修会

- ①「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」
- ②「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の
推進に係る特別措置法」の概要



長崎ため池保全管理サポートセンター

平成30年7月豪雨の被災状況

- 平成30年6月末～7月初めにかけて、西日本を中心に記録的な大雨が発生。
- 農業用ため池32か所が決壊、うち29か所は防災重点ため池ではなかった。

ため池決壊件数

(都道府県報告)

2府4県

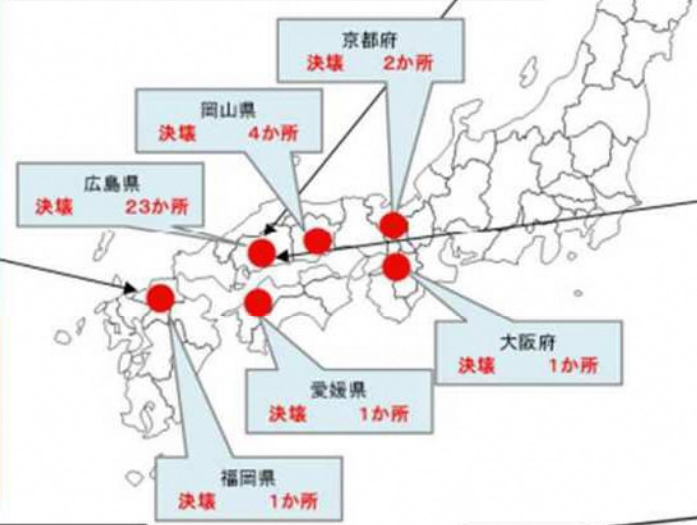
32件

【被害状況】

人的被害	死者	1名
	負傷者	4名
人家被害	全壊	1戸
	床下浸水	8戸



3連の重ね池のうち、上流側の横池と大池が決壊。ただし、下流の乙池は土砂流入のみで決壊には至らなかった。



決壊による濁流の流入のため下流の小学校が一時孤立。

ため池上部のグラウンドの崩壊による土砂流入により、ため池が決壊。ため池下流において、1名死亡、4名負傷。

ため池が決壊した事例 土砂流入、堤体の決壊



①農業ため池の管理及び保全に関する法律 (**ため池管理保全法**) 令和元年7月1日施行

【背景・目的】

平成30年7月の西日本豪雨では32箇所のため池が決壊し、農地や農業用施設に甚大な被害が発生しました。

そのことから、令和元年7月に**施設の所有者等（所有者、管理者）や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備し、決壊による災害を防止することを目的として、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行されました。**（失効予定のない**恒久法**）

①農業用ため池の管理及び保全に関する法律 (ため池管理保全法) 令和元年7月1日施行

○この法律では全ての農業用ため池を対象に、

- ・所有者等による適正管理の努力義務
- ・所有者等による都道府県へのため池情報の届出を義務付け
- ・都道府県によるため池データベースの整備、公表
- ・適正な管理が行われていない場合、都道府県による勧告が規定されています。

※「適正な管理」とは

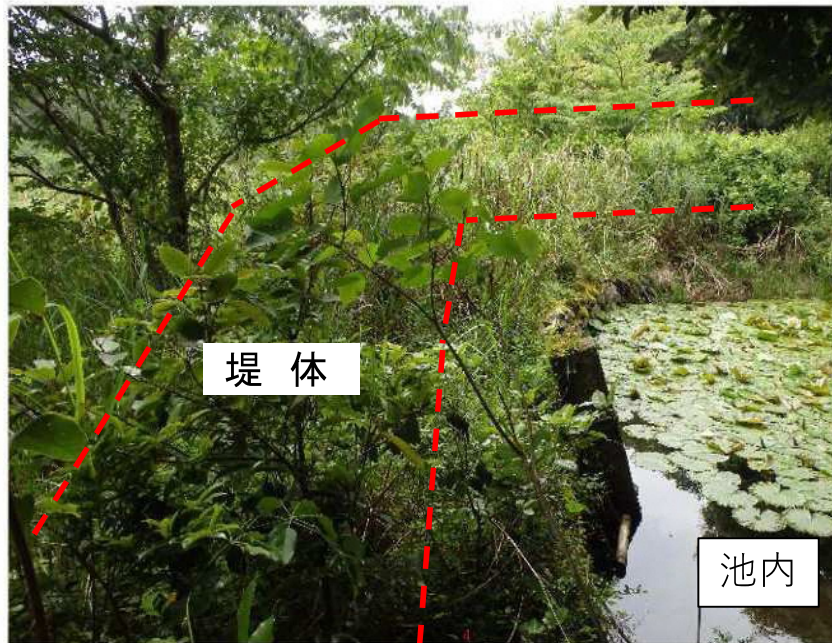
農業用水の貯留機能の発揮と、決壊等による水害の発生防止を目的とした、所有者等が行う施設点検と補修や補強、洪水吐きの堆積土砂の除去や堤体の草刈りなどの日常管理の行為を指します。

また、都道府県は、決壊した場合の浸水想定区域内に住宅等があり、居住者等の避難が困難となる恐れがあるため池を「特定農業用ため池」と指定することとしています。特定農業用ため池に指定されると、

- ・堤体の掘削等の形状変更行為が知事の許可制となり、ため池の改良・廃止といった防災工事をする際、所有者等は計画の届出が必要
- ・市町村はハザードマップの作成等の避難対策を実施するとともに、必要に応じてため池の施設管理権を取得可能
- ・都道府県は必要な防災工事がされない場合に、所有者等へ防災工事の施工命令を出すことができ、必要に応じて防災工事の代執行が可能となります。

ため池維持管理状況

堤体状況：木・草が繁茂し山林化している。①



ため池維持管理状況

堤体状況：木・草が繁茂し山林化している。②



ため池維持管理状況

堤体状況：定期的な草刈り等を実施し管理されている。



※堤体の底地や池敷が民間所有と行政所有が混在する場合も届出対象

様式第1号(第4条第1項／附則第2条第1項関係)農業用ため池の届出

長崎県知事様

農業用ため池の届出書

年 月 日

届出者氏名 (法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第1項／附則第2条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな					
ため池の名称					
ため池の所在地					
所有者	氏名(名称)				
	住所				
	代表者 (法人の場合)				
	共有者	他 名(別紙)			
管理者	氏名(名称)	所有者が管理を行っている場合は、空欄とせず所有者を記載する。			
	住所				
	代表者 (法人又は団体の場合)				
	管理の内容				
管理の権原の種類		委任・賃借・共同(入会)・その他(事務管理など)			
堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m ³)			

[添付資料](案) 全体工事を実施の場合、ほぼ値が変わるので、工事完成後変更届出を要する。

(1) 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)

(2) 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)

(3) その他参考となるべき書類

(備考)

1 附則第2条第1項は、既存農業用ため池の所有者等が都道府県知事へ届出を行う場合。

2 管理の権原の種類は該当する項目を○で囲むこと。

3 管理者は、所有権以外の権原に基づいて管理を行う者である。

例：ため池管理者の交代による変更の場合

様式第2号（第4条第2項／附則第2条第2項関係）農業用ため池の変更届出

農業用ため池の変更届出書

年 月 日

長崎県知事 様

届出者氏名 ○○水利組合 代表 ○○○○ 印

住所 ○○市○○ ○○番地

電話番号 ○○○○－○○－○○○○

農業用ため池に関する届出事項に変更が生じたので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項（附則第2条第2項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称 ○○ため池

2 農業用ため池の所在地 ○○市○○ ○○番地

3 変更の年月日 令和 年 月 日

4 変更の内容 □□□□を△△△△に変更

5 変更の理由 任期満了に伴い、ため池管理者を変更したため
- 届出人と管理者が違う場合は、管理者の氏名のほか、住所・電話番号を記入してください。

〔備考〕

- 1 附則第2条第2項は、既存農業用ため池の所有者等が都道府県知事へ届出を行う場合

※追記

管理者の変更をされた場合は、遅滞なく本様式にて届出をお願いします。
各市町のため池担当課に行かれて、その場で記入する方法が確実かと思えます。

届出の流れ：所有者等（届出） → 市町担当課（進達） → 県各振興局ため池担当課（受理）

同時に「ため池防災支援システム」のデータ更新のため、編集欄に内容を入力する。

※データベース整備のため、全体的ため池において管理者等の変更が生じたら、その旨市町担当課へ連絡をお願いします。

②防災重点農業用ため池に係る防災工事等の 推進に関する特別措置法 (ため池工事特措法)

【目的】

令和2年10月1日に、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ることを目的として「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行されました。

※令和13年3月31日限りで失効する(時限立法)

○国は、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針」を定める。

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

都道府県は、基本指針に基づき、**防災重点農業用ため池**を指定し、これに係る防災工事等推進計画を策定し公表（県HP）。

令和3年度から、ため池の劣化状況評価、地震耐性評価を行い、整備の必要性を判断し、決壊した場合の下流域への影響度及び整備の緊急性が高く、地元同意が確認できた**防災重点農業用ため池を優先的に整備**していくこととしています。

受益面積 2ha以上の防災重点農業用ため池で今後10年間で整備に着手すべきため池を87箇所選定

うち、整備の緊急性が特に高いため池（R8～R12）51箇所

R8新規採択予定 14箇所

※防災重点農業用ため池とは

ため池堤体の決壊により、浸水が想定される区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

※防災重点農業用ため池指定の基準

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めたもの

・ため池管理保全法に規定する**特定農業用ため池の指定要件と同じ**であり浸水区域に住宅等が存しなくなる若しくは貯水量が縮小するなど、上記指定要件に該当しなくなった場合は、**指定解除**を行う。

長崎ため池保全管理サポートセンター

ため池を管理されている方へ

長崎ため池
保全管理
サポートセンター

令和3年
5月11日開設

ため池を保全管理するための
相談を専門のスタッフが承ります

※対象ため池：防災重点農業用ため池

ため池管理者の方の相談窓口

平日

10:00～12:00 13:00～17:00

(095) 801-1880

- ご相談(お電話)の際には、
 - ①ため池の所在地
 - ②ため池の名前
 - ③ため池番号*をお知らせください。
 - 相談にお越しの際には、あらかじめ電話で予約をお願いします。
- *ため池番号は、市町担当窓口、または県HPで確認できます。
同じため池名が多いため、ご協力をお願いします。

長崎ため池保全管理サポートセンター

〒850-0057
長崎市大黒町9-17
TEL: 095-801-1880
FAX: 095-820-6836

【事業主体】 長崎県
【設置場所】 長崎県土地改良事業団体連合会
技術部技術課内



長崎ため池保全管理サポートセンター

設置の趣旨

近年、梅雨前線や台風による大雨などによって、ため池が被害を受けるケースが多く発生しています。
このため、防災重点農業用ため池を管理されている方に、ため池の適正な保全管理や大雨などに対する安全性の確保に必要な対策を取っていただくため、専門技術者による相談対応や現場での助言などを行う「長崎ため池保全管理サポートセンター」を設置しました。

専門技術者による助言

ため池の状況をお聞きし、補修や適正な管理のための助言を行います。
必要に応じて、現地で対応します。



現地パトロール

防災重点農業用ため池の保全・管理状況を現地に確認します。



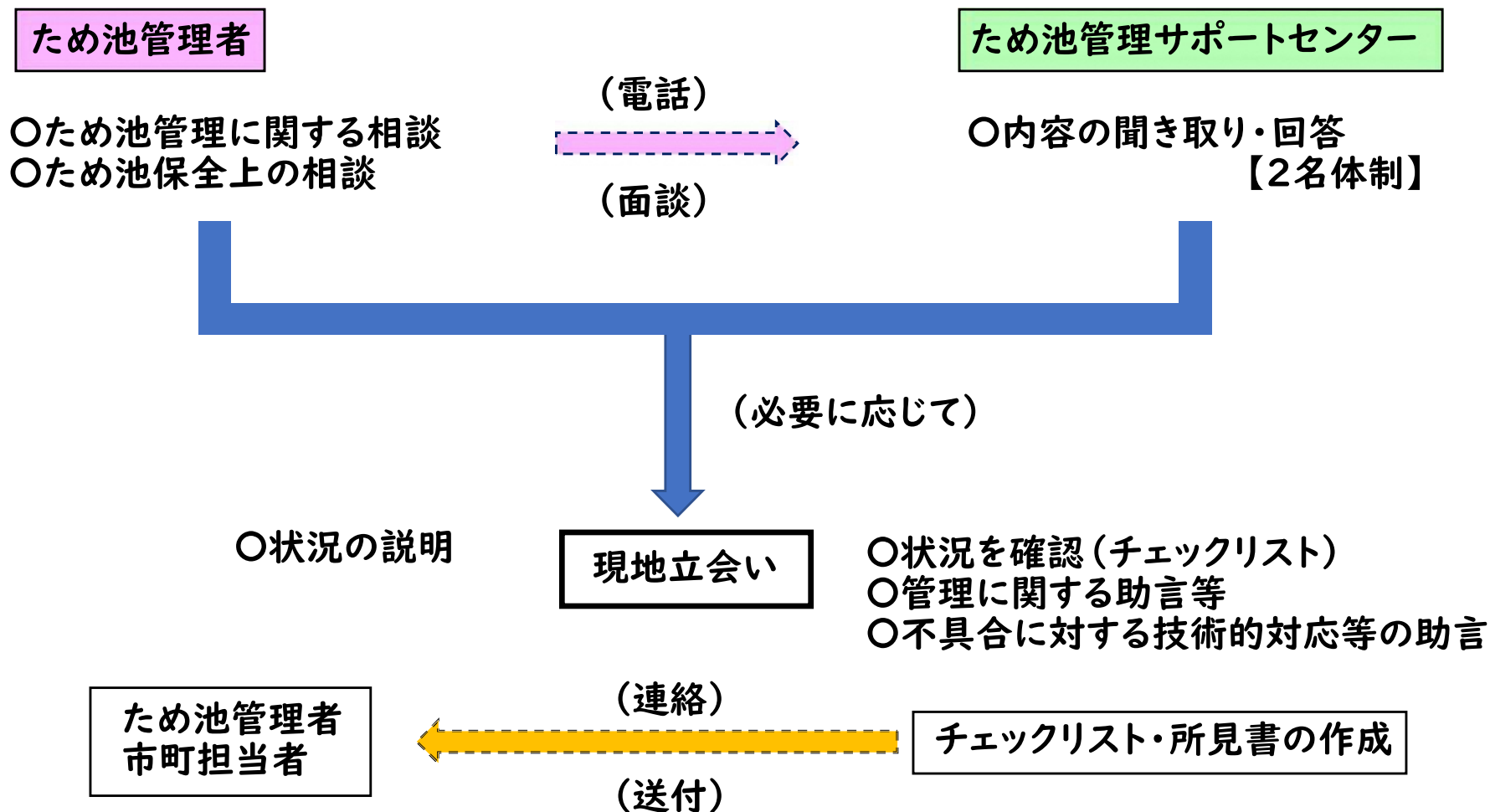
現地で確認する時には、基本的にため池の管理者や市町の担当者の方の立会いをお願いします。

設置者(事業主体): 長崎県
設置場所: 長崎県土地改良事業団体連合会

長崎ため池保全管理サポートセンターの活動

※対象ため池：防災重点農業用ため池（県内716箇所）

① 【相談対応】



長崎ため池保全管理サポートセンターの活動

② 【現地パトロール】

○対象ため池パトロール（県内716箇所）を計画的に現地確認を行います。

○現地で確認する場合は、基本的にため池管理者や市町担当者の方の立会いのもと
行います。ただし、やむを得ず立会いができない場合にはサポートセンターのみで行います。

○適正な管理状況、保全上の問題がないかチェックシートにより確認します。

○作成したチェックシートは、ため池管理者および市町担当者へ後日送付します。

8.4 ため池の点検記録簿様式

【チェックシート】

送信先
連絡先 TEL: 連絡先 FAX:

【用件】 < ため池の現状に関する報告 >
 本ため池において、点検の結果、以下の状況を把握しましたので報告します。
 点検日: 年 月 日 実施者: 記号番号: 調査する箇所は、

ため池名称(水号): 点検する箇所は、

点検の箇所と内容		チェック欄
堤防	① 堤防の断面に陥没や亀裂、ならぬりし土など目立つ箇所がある。	
	② 堤防の断面の「リップアップ」、崩落、陥没やコケなどで、断面が崩壊している。	
	③ 堤防の断面に土砂の崩落や土砂の流出など、土砂の流出や土砂の流入などがある。	
	④ 堤防の「へり」の部分から土砂が流出する。	
	⑤ 堤防の下流側と上流側の境界が不明瞭で、土砂の流出や流入が確認される。	
取水口	① 取水口の構造が不明瞭で、取水が確認される。または、取水が停止している。	
	② 取水口の構造が不明瞭で、取水が確認される。または、取水が停止している。	
	③ 取水口の構造が不明瞭で、取水が確認される。または、取水が停止している。	
	④ 取水口の構造が不明瞭で、取水が確認される。または、取水が停止している。	
	⑤ 取水口の構造が不明瞭で、取水が確認される。または、取水が停止している。	
取水設備	① 取水設備の構造が不明瞭で、取水が確認される。または、取水が停止している。	
	② 取水設備の構造が不明瞭で、取水が確認される。または、取水が停止している。	
	③ 取水設備の構造が不明瞭で、取水が確認される。または、取水が停止している。	
	④ 取水設備の構造が不明瞭で、取水が確認される。または、取水が停止している。	
	⑤ 取水設備の構造が不明瞭で、取水が確認される。または、取水が停止している。	
その他(水質、水質汚濁、水質汚濁、水質汚濁、水質汚濁)	① 水質汚濁が確認される。	
	② 水質汚濁が確認される。	
	③ 水質汚濁が確認される。	
	④ 水質汚濁が確認される。	
	⑤ 水質汚濁が確認される。	

上記の1.～5.について、点検の結果、以下の状況を把握しましたので報告します。

現地パトロールR3～R6実績およびR7予定箇所数

	市町名	対象ため池	R3	R4	R5	R6	R7予定	R7まで	進捗率
01	長崎市	16	0	2	2	0	2	6	37.5%
02	佐世保市	91	0	14	6	3	7	30	33.0%
03	島原市	12	2	3	0	0	0	5	41.7%
04	諫早市	53	20	14	1	0	4	39	73.6%
05	大村市	16	6	3	0	0	0	9	56.3%
06	平戸市	78	5	10	5	3	3	26	33.3%
07	松浦市	89	3	12	4	6	3	28	31.5%
08	壱岐市	60	0	10	4	3	3	20	33.3%
09	五島市	26	0	10	3	3	3	19	73.1%
10	西海市	11	0	4	0	0	0	4	36.4%
11	雲仙市	32	5	5	0	0	2	12	37.5%
12	南島原市	80	9	6	3	5	13	36	45.0%
13	長与町	7	0	5	0	0	0	5	71.4%
14	時津町	11	3	4	0	0	0	7	63.6%
15	東彼杵町	16	1	9	0	0	0	10	62.5%
16	川棚町	11	4	1	0	2	0	7	63.6%
17	波佐見町	67	0	27	0	5	9	41	61.2%
18	小値賀町	2	0	0	0	0	0	0	0.0%
19	佐々町	38	0	2	0	2	3	7	18.4%
	計	716	58	141	28	32	52	311	43.4%

ため池が決壊した事例②（令和2年7月豪雨：長崎県大村市） 戸井掛溜池

